

# 切支丹教名合字鞍及南蠻人繪鞍に就て

文學博士 濱田耕作

梅原末治

## 一 緒 言

足利季世より徳川初期に於ける歐洲諸國との交通及び之に伴へる切支丹宗の弘布が我が社會生活各般に及ぼせる影響の鮮少なからざりしは、固より之を想察するに難からずと雖も其の西教に關する遺物は破壊湮滅に會して之を今日に傳ふるもの頗る罕なり。たゞ南蠻人貿易圖屏風は比較的世に多く遺存して世界圖屏風の類と共に、日歐交通を示す可き好資料として早く學者の注意を惹けるも調度器具の類に至りては從來京都花園妙心寺と豊後直入郡竹田町中川神社に傳ふる南蠻寺鐘名古屋市堀江清足氏舊藏の蒔繪螺鈿盒子及び東京帝室博物館所藏の蒔繪口藥入其他鏝等四五の知られたるものあるに過ぎず。されば此の間にありて京都帝國大學文學部所傳の教名合字入鞍モゾグラムの如きは興味ある遺品のひとつす可く又た播磨三木城主別所長治所用と傳ふる南蠻人繪鞍の如きは、他に東京帝室博物館所藏の練鞍及び山中米造氏舊藏の鞍鐙(6)一具等の類品なきに非ざるも、前者は圖樣稍削落し、後者は今ま其の行衛を失せる

により、現在遺品中最も著しき一例として見る可きなり。此等は皆な共に當時我が國民の趣味が如何に外國の事物に興味を有し、如何に新宗教に動かされたるものあるかを美術工藝の作品に映發せしものに外ならず。今ま西教關係の遺物を記述報告せらるゝを機とし、此の兩箇の鞍に就きて記す所あらむ。

【註】(1) 南蠻人貿易圖屏風の今ま傳ふる主なるもの帝室の御物をはじめ左の數點あり。

一、京都 矢代仁兵衛氏藏 二、但馬 河本重利氏藏  
三、山形 佐藤義則氏藏 四、東京 帝室博物館藏  
五、山形 佐伯正悌氏藏 六、富山 吉野幸次郎氏藏  
帝室御物の屏風繪は、大日本史料第十二編の十三にこれを載せ、山形佐伯氏の遺品の寫眞また史學雜誌第十編に收む、今ま第三圖に鞍の圖との比較として京都帝國大學文學部に保管せる河本氏所藏の一部を載せたり。此の種の屏風繪に關する記述各書に散見せるも、中に就いて全般に亘るはヨセフ、ゲールマン氏の「日本繪畫に現れたる日歐交通の初期」(史學雜誌第三十四編第一號)及び同氏の他著(本冊英文欄、第二〇頁註參照)を數ふ可きならん。

(2) 世界圖屏風に就いては牧野信之助君の「世界國屏風考」(藝文第八年第九號)あり、今ま其の遺品の主要なるものを擧ぐれば次の如し。

- 一、越前 福井淨徳寺藏
- 二、若狹 小濱町河村平右衛門氏藏
- 三、若狹 遠敷郡發心寺藏
- 四、能登 鳳至郡總持寺別院藏

(3) 春光院所藏の南蠻鐘に就いては山縣昌藏君の「南蠻寺の遺鐘」(考古界第一編第一號)高橋健自君の「南蠻寺鐘」(同誌第五編第十二號)新村出の「切支丹宗の遺物」(歴史と地理第一卷第四號)其他關係の記事多し。なほ本冊「補遺」參照。

(4) 中川神社の南蠻鐘に就いては「考古界」第六編の一に「南蠻寺鐘の類品」と題してT・M生氏の考證あり、考古學會創立二十五年記念圖集に其の寫眞を收め、また同會雜誌第十卷の十に三宅博士の解説を載す。鐘は高さ約四尺口徑約二尺五寸あり、Santiago Hospital 1612 の鑄銘を存す。

(5) 此の盒子に就いては新村出の「京都南蠻寺輿廢考」(史林第三卷第三號所掲)に其の寫眞を載せ解説を附したり、參照す可し。(第十五圖)

(6) 口藥入二個あり、共に木製黒漆塗にて一は高さ一尺五寸幅九寸六分、口は金銅製なり。色漆にして南蠻人の像を描く。(第十三圖)其の二は丸形をなし高さ六寸五分、徑五寸五分、厚一寸五分あり、紐通座は鹿角製なり。これ又

表裏に色蒔繪を施し、南蠻人の圖を見る。(第十三圖) 兩者共にオットー、キエンメル氏の蒐集品にして明治四十年同館に寄贈せる者なりと云ふ(後藤守一君に據る)

(7) 鏝の類に南蠻人關係の圖樣を表はせるもの、存することは夙に一部人士の注意に上れり。其の遺品少からざるが如く故和田維四郎君、關係之助君の藏品は其の僅に一二の例なり。普通歐字を印せるもの主なるも、中には南蠻船を描ける遺品の海外に傳へられて存せるもの、前年新村出氏が巴里ユーマー等の博物館に囑目せし事あり。

(8) 此の鞍は明治六年澤宣嘉伯の同館に寄贈せしものにて、

## 二 切支丹教名合字鞍

〔圖版第二六一二九、三一〕

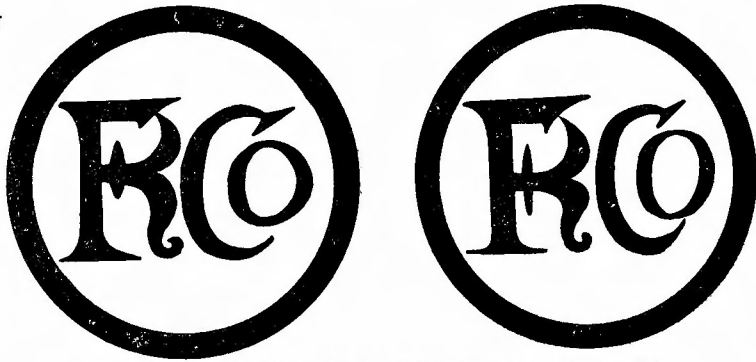
此鞍は大正元年の頃偶然京都に於て發見せられたるものに係り、所謂水干鞍通用の式を襲ひ前後兩輪とも外面に肉取りの海ウミを表はせり。大さ前輪の高九寸四分、後輪一尺五分、同馬挾の幅一尺餘、居木の長亦た之と相若く。(圖版第三一 實測圖參照)其の居木キギと膚付を除くの外悉く黒漆を以て塗り、輪違ひ模様を金蒔繪とし、前輪と後輪の山形の外面、中央海より磯に亘り、羅馬字の印章と紋章各一箇を描く。居木の兩先きと、前後兩輪の縁と、圓形紋所の内部とは金梨地を蒔けり。此の輪違模様の居木の表面と兩輪の内側とは乗用の爲め多く磨消せるも、兩輪外側の模様は殆ど完存せるを見る。羅馬字印章の紋所は、F R C O の四字を合せたる合字(monogram)にして、就中 F R 二字は相結合して一字をなせり。(第十圖)其のフランシスコ(Francisco)なる教名の略なること云ふを俟たず。乃ち知る、此の鞍が當時フランシスコの教名ある信徒の將士が乗用に供したるも

前後輪木胎革着せ、朱漆色に螺鈿蒔繪を以て前後輪共各三人の人物を表し、縁及び内面に青貝を入れたり(第十一圖)前輪右方人物の手にせる青貝の巻物形の上に「無二〇在時夢？」の文字を現はせり、鞍の大き前輪高八寸八分、後輪高九寸六分、居木の乗間の長さ一尺二寸七分あり。關係之助君の實見談に依るに、此鞍は水干鞍にして鐙をも具備し、朱塗地に南蠻人繪を描ける精巧なる遺品なりと云ふ。前年田中氏より一度東氏の手に移りしことを知るも、後散佚して今ま所在明ならず。

のなることを、而かも或は之を以て當時の教徒大名として使節を羅馬に派し最も有名なるかの豊後の大友宗麟<sup>(1)</sup>が、フランシスコの教名あり、且つ之

前  
輪

(Fig.16)



(一ノ分二) 章紋鞍字合名教丹支切 (圖六十第)

りき。但だ其の華押の様式を多くの鞍工のそのの變遷と對比して寛永前後のものに近きものありと云ふ學者あるも固より切支丹嚴禁以後に於いて、かゝる西教所縁の紋章を鞍の如き公

後  
輪

と同一の印章<sup>(七圖)</sup>を用ひしより、其の所用のものとなさんとするもの鮮からず。これ頗る興味ある想像説たる可きも、他に之を證明するの資料何等存すること無し。當時固より同名の教徒宗麟一人にして止まらざりしや云ふ迄もなく従つて彼國の合字を襲用して同一の紋章をなすに至ることも有り得可きことに屬す。此の鞍の制作を見るに、關保之助氏は所謂水干鞍の様式沿革の上よりして、之を足利末期のものとするよりも寧ろ徳川初期のものとするの適當なるものなりとせり。<sup>(2)</sup>されば宗麟所用の想像説は益々薄弱なるを覺ゆるの外なし。たゞ此の鞍を齎したる商人の傳ふる所に従へば、九州地方より獲たるものなりとせるは多少注意するに値せん。右方居木の力革孔の裏面瀧口には墨書にて第十八圖に示すが如き鞍工の華押を描く。其の何人のものなるやに就きては調査を重ねしも之を明にするを得ざ

(Fig. 17)



圖七十第  
章印麟宗友大

(Fig. 18)



圖八十第  
押華工鞍鞍名教丹支切

衆の目に觸る可き器物の裝飾に用ゐることある可きに非ざれば、少くとも慶長頃或は寛永以前未だ西教の公に行はれたる頃のものとするの外なかる可し。さればたとひ宗麟所用のものとすること據なしと雖も、切支丹教名の合字を其の儘紋所の如く用ゐて而かも其の圓形の外輪を、輪違の紋様と巧に配合して、何等の不調和を見ず、外國趣味を面白く發揮したる此の西教徒の鞍は、直接宗教關係の遺物以外に於て西教の影響を示せる當時の遺品として最も珍らしきもの、一なる可し。此の鞍今ま京都帝國大學文學部の有となる。<sup>(5)</sup>

【註】(1)

宗麟はフランシスコ・ザヴィエーの記念として、其の教名を襲ひ、一五五八年受洗せり。Sticher, The Christian Daimyos, p. 103 等参照) 第十七圖に示したる宗麟の印章は、大分縣草野文書に見えたる圓齋の名の下にあるを寫せり。(印章彙纂)

(2) 水干鞍の起源は、古く鎌倉以前に溯る可く、もと褻服の水干裝束の時に用ゐしより其の名を得たるも、製作の簡便は一般の乗用に適し爲に足利時代より軍鞍を用ゐる場合

(3)

も、之を以て代ゆに至れり。徳川時代に入りて上下悉く此の式に依るに至れること遺物の上より之を徵す可しと云ふ。關係之助氏談) 鞍の各部位の名稱細工人、馬具屋、馬術師により、又た時代により多少の相違あるも、徳川初期に於ける通用のもの、今ま關係之助君の示教を得て、之を圖版第三一鞍實測圖上に鼠色字を以て註記して、讀者に便せり。

三 南蠻人繪鞍

〔圖版第二八一三〇、三二一、三三二〕

此の鞍亦た水干鞍なること前者と同一なるも、前後兩輪の外表面を平に削れる所謂「海無し」なるを殊なれりとす。全部暗き朱漆を以て塗り、兩輪の縁は金梨地とし、其の表面を除くの外は、黒漆を以て櫻花散しの模様を描けるが、花瓣の各縁は金粉を以て描き起せり。但し今ま居木の表

切支丹教名合字鞍及南蠻人繪鞍に就いて

面は磨滅して殆ど之を殘存せず。前後兩輪の表面には同じく黒漆を以て南蠻人の圖を描きたり。前輪の左邊は磨消して分明ならざるも、帽を手にせる一人、下方に立てるもの、如く、其の上方に二人の奴あり。一人は日傘を手にして之を右方に翳せり。右邊には二人ありて、上方には帽を戴き、マフ外套コートをを著けたるものあり。其の下方に帽を脱して手にせるもの立てり。(巻首 圖版一)次に後輪は其の圖稍々明かに残れるが、傘を手にしたる奴、右方上部にあり、其の下方に帽を戴き、外套を纏へるもの、外套なくして帽を手に執れるものあり。左方亦同様の二人あり、たゞ下方のもの亦帽を戴けるを殊にす。一奴あり、兩者の間に描かれたるを見る。(巻首 圖版二)此等の人物は其奴を示したるものを除きて、皆な劔を佩し、或は頭より胸に飾鎖を垂れ、或は頸部には大なる皺領(三)を著け、尖頭帽を戴き、寛濶なる袴を穿ちたる。其の寫實の點に於いて幾分の不正確はあれ、第十七世紀西歐の風俗を示せるものに他ならざる無し。其外套を著けたるものは高位のものなる可く、奴は黒奴たる可きことは世間往々見る處の南蠻人貿易圖、屏風中のそれと對比して之を知る可し。只黒奴も隆鼻の面相とせるは如何にや。又各人物傘等の輪廓には金線を以て隈取りたるものあり。是れ畫上處々搔落しの痕ありて、後世金を削り去らんと試みられし所以なる可し。此の圖は上記屏風圖中の形相と酷似し、其の外套を著し、太き袴を穿ち、黒奴をして傘を翳さしめたる、又た其の誇張せられたる隆鼻の面相などは、殆ど屏風圖中の一段を借り來れるかの感を起さしむるものあり。されば此等屏風圖の如き構圖の發生出現したると同時、若しくは其の以後に於いて之を鞍橋に應用せるものと考ふ可きなり。而かも之を鞍橋の如き特殊の空間に應用して、布置頗る宜しきを得、何等無用の間隙を殘さしめず、兩輪の間多少の變化を構圖上

に示したる等賞讃に値ひす。圖は恐らく葡萄牙商人の威容を現はしたるものなる可きことは、かの屏風圖に於けるが如し。今ま此等屏風圖の一例として京都帝國大學に寄托せられたる但馬河本氏の藏弃中より一段を抄して、其の類似の著しきを示さむ、(四圖)(第十圖)

此の鞍左方居木裏力革通しの瀧口に「天文七年二月 日なる二行の刻銘あり、右方の同じ瀧口に鞍工の華押を刻し、又た前輪左方切組の内面と後輪右方切組の上にも同じ華押を刻せるを見る。」(三〇圖)(第九圖)その誰人なるやは幸に關保之助氏によりて之を確むることを得たり。即ち「鞍鏡作者系圖」(寫本)に右と同一の華押を描きて。

「千秋駿河守高末在判年號掟法のことくなり。此細工田舎目利は伊勢次郎貞茂と極是全くひがごととなり、千秋氏出所證據正敷ものに此判あり、時代永正文之頃」

と記して千秋駿河守高末のそれなるを知る。而して該記事に依るに彼の時代はまさに天文七年とある一方の刻銘と相應じて本鞍の製作年代を明證するものなり。(1)但し此の年代はその上に描かれし圖様の葡萄牙人がはじめて種子ヶ島に漂著せる天文十二年(西紀一五四三)に先ずること五年なるは頗る解し難しとなす。而かも此の刻銘は其の手法よりして決して鞍の製作後に加へられたりとする能はず。さりとして此の刻銘のみを以て已に考定せられたる葡萄牙人初來の年代を改めて、更に古く遡らしむるは未だ吾人の躊躇する所なり。されば此の鞍或は「作鞍目巧書」中に所謂「鴛鞍」として「古作之判形仕懸ヶ古ハカシタル」(2)「模古の鞍の慶長頃に造られしものにして、鞍の製作と圖様とを同時のものとするべきにあらざるかを思はしむるも、而も鞍の制は前の切支丹合字鞍のそれに比して古制にして足利末期のものど認むべしとは關氏の云

ふ處判形またこれを後代の寫しとは解し難きものあり。従つて此の鞍は本來黒漆の素地なりしを其の製作後年を経て慶長頃新に其の所有者が當時の好尚なる南蠻人屏風圖の如きものより意匠を取り來りて之を描きたりとするを當れりとせむか。關氏に従へば此の如きこと亦た鞍の繪に往々見受くる處なりと云ふ。

鞍は前輪高さ九寸餘同洲濱形より山形に至る高さ二寸二分馬挾の幅一尺〇六分後輪の高さ九寸三分同馬挾の幅一尺二寸三分居木の乗間の長さ約一尺あり。傳に此の鞍播磨三木の城主別所長治所用のものと云へり。長治は赤松氏に出で初め織田信長に屬せしが後毛利氏に附して三木城に據り、秀吉に抗して天正八年正月遂に自殺せり。此の鞍を傳へたる明石村の秦榮太郎氏は、彼の後裔と稱し鞍の年代また相合ふが如く見ゆ。されど他に其の所傳を確證する資料は之を缺く、此の鞍今ま秦氏より兵庫縣福住尋常小學校に寄贈せられ、同校の有に歸す。

## 【註】(一)

此の花押に就いては別に會下山人福原潛次郎氏の考證あり。大正九年六月廿三日大阪毎日新聞兵庫附録に見ゆ。其の要領次の如し。

「花押によると荒木志摩守元清安志の作に相違ない。安志は大坪流傳統の鞍作で、當流祖先は高麗人光月官人といひ、小笠原、八條、鹿島の家に傳はり、足利義滿の馬術師範大坪式部大輔禪道、此人の弟子四人あり、子息村上加賀守永幸、齋藤備前守芳蓮、内藤左金吾、鹿島某、大坪當流の中興は齋藤安藝守好玄、此人に五人の弟子あり。佐々木左京太夫承禎、細川左衛門亮(熊本侯)上田但馬守重秀(阿州侯)荒木志摩守元清(信長旗本)神保某(斷絶)荒木志摩守元清は荒木村重の伯父に當る花限の城主なり。鞍作の秘方は子十郎左衛門元政、市森彦四郎廣有、荒木與十郎に傳へ、市森彦四郎

廣長まで皆傳相續せしなり。(「明石押部谷の史蹟」の一部抜萃)

## (2)

享保五年武藤通元編「鞍目巧書」に「一、移し鞍とて古作の寸法少も不違様に作り、年號月日計にて判形無之を謾打と云也。若古作の判形仕懸け古はかしたるを驚鞍と云也」とあり。

## (3)

註(1)に引ける同じ「明石押部谷の史蹟」中に此の鞍の傳來を記して、もとこれを藏せる秦家に就いて、四村の秦榮太郎氏の家は三木の別所氏の末裔であることは同家傳來の系圖によつて立派なものである。天正八年正月三木落城の際に、長治の一子三歳になる男子を作州側山へ落し成長して元秀と名乗り、所縁を便り此地に來り秦と改性して歸農したものである」と云へり。